

1 命令等の題名

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則

2 根拠となる法律の条項

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項及び第4項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第18条

3 概要

(1) 申請等の指定（第2条関係）

この規則において、情報通信技術利用法の規定に基づき、オンラインにより行わせることができる申請等は、疑わしい取引の届出とする。

(2) 事前届出（第3条関係）

ア オンラインにより疑わしい取引の届出を行おうとする特定事業者は、その名称、業種、主たる営業所の所在地、代表者の氏名等をあらかじめ警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（以下「犯罪収益移転防止管理官」という。）に届け出なければならないこととし、犯罪収益移転防止管理官は、その場合、当該特定事業者に対し、ID・パスワードを通知するものとする。

イ アの届出をした特定事業者は、届出事項に変更があったとき等の場合には、遅滞なく、その旨を犯罪収益移転防止管理官に届け出なければならないこととする。

ウ 犯罪収益移転防止管理官は、アの届出をした特定事業者がオンラインの使用を継続することが適当でないとき、これを停止させることができることとする。

(3) 届出の入力事項等（第4条関係）

ア オンラインにより疑わしい取引の届出を行おうとする特定事業者は、行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）において書面に記載すべきこととされている事項等及びID・パスワードを入力して、当該届出を行わなければならないこととする。

イ アにより届出を行おうとする特定事業者は、施行規則に定める届出書の添付書面等の記載事項を併せて入力して送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができることとする。

(4) 届出において名称を明らかにする措置（第5条関係）

書面による疑わしい取引の届出における署名等に代わるものとして、(2)アにより通知されたID・パスワードを(3)アの電子計算機から入力することを定める。

(5) 届出の受理に係る電子計算機

行政庁は、(2)による届出の受理については、国家公安委員会及び主務大臣が協議して定める電子計算機を使用して行わなければならないこととする。(第6条関係)

(6) その他

ア オンラインによる手続に関し必要な事項等について国家公安委員会及び主務大臣が協議して定めることとするほか、所要の規定を整備する。(第7条、附則第1条関係)

イ この規則は、一部の規定を除いて、法附則第1条第1号に定める日(平成20年3月1日)から施行することとする。(附則第1条)